

人とペットが 幸せに暮らす ために...

- 終生飼養
- 所有者明示
- しつけetc...

あなたのペットは
ご近所からも
愛されていますか？



鳥取県

TOTTORI Pref

あなたは飼い主としての責任を果たしていますか？

飼い主としての心得

飼い主の責任って？



人やペットが
幸せに暮らす
ために…

1. 犬やねこは命あるものです。最後まで責任をもって飼育しましょう(終生飼養)
2. 飼っている犬やねこであることを明らかにしましょう(所有者明示)
3. 適切なしつけをして、ご近所に迷惑をかけないようにしましょう(しつけ)



動物の愛護及び管理に関する法律・鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例

これらの法令では、動物に苦痛を与えないような飼育や、他人に迷惑をかけないような飼育をすることのほか、首輪をつけるなど、自分が飼育している動物であることを明らかにすることなどの**適正な飼養**に関する飼い主の責務が定められています。

適正な飼養とは？

- 動物の種類や習性に応じたしつけや毎日の世話(散歩・エサやり・給水・飼育施設の清掃など)
- 病気の予防などの健康管理
- 公共の場所や他人の土地・建物などをフンや尿で汚さないこと
- 犬は固定したものに綱や鎖でつなぐ、またはおりなどの囲いの中で飼育すること
- ねこは屋内で飼育すること など…



終生飼養

捨てないで！

家族の一員として**最後まで責任と愛情をもって**飼育してください。
誰かが拾ってくれるだろうと安易な気持ちで捨てたりしないでください。
捨てた場合は、動物の愛護及び管理に関する法律により、**50万円以下の罰金**に処される場合があります。



終生飼養

不妊・去勢手術をしましょう！

鳥取県では毎年、約3千匹もの犬やねこを引取っていますが、新たな飼い主になる人は少なく、そのほとんどが殺処分されています。多くの動物はたくさん子どもを産むので、どんどん増えていきます。生まれた子犬や子ねこを飼えない、または新たな飼い主を見つけることができない可能性があれば、飼い主の責任で不妊・去勢手術を行いましょう。
ケンカをしなくなるなどの情緒の安定や前立腺・子宮などの病気の予防にも効果があります。



■ 犬やねこの引取りには手数料が必要です (平成19年10月1日以降)

生後91日以上 **一匹につき 2,000円** 生後90日以下 **一匹につき 400円**

※所有者が判明していない場合は除く

お願い！

犬やねこを手放す前に、まずは大切に育ててくれる新しい飼い主がいなか探してください。
やむを得ず県に引取りを希望される方は、事前に県の総合事務所にご連絡ください。

あってみたい！

飼わない？



所有者
明示

迷子にしないで!

迷子になって県に收容される犬やねこがたくさんいます。犬やねこは自分の住所や電話番号を言えません。飼い主の連絡先がわかる首輪や名札、鑑札、マイクロチップを装着し、万が一迷子になっても飼い主のところへ戻れるようにしましょう。



山田ポチ
TEL (0000)
00-0000

鑑札 (かんさつ)

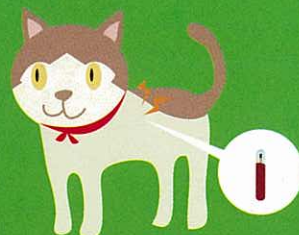
犬を飼ったら、お近くの市役所や町村役場での登録が必要です。番号の書いてある鑑札をもらえるので、必ず首輪などにつけましょう。



迷子札の代わりにもなります。

マイクロチップ

15桁の数字が記録されており、情報を管理している機関に問い合わせることで所有者の連絡先などの情報がわかります。お近くの動物病院で埋め込んでもらいましょう。



しつけ

適切なしつけをしましょう。

しつけは犬やねこの絆を築きあげる最も有効な手段であり、子犬や子ねこのうちに始めると効果的です。**愛情を持って根気強く**しつけることが大切です。決まった場所でトイレをすることや、犬がむだ吠えしないように適切なしつけをして、ご近所に迷惑をかけるないようにしましょう。



トイレは
ここ!

人に吠えちゃ
ダメだよ。



注意

守ってください!

犬



- 狂犬病予防法により義務づけられている登録と年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。**
登録後及び予防注射後にそれぞれ市町村から交付される鑑札と注射済票を忘れずに装着してください。
- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩をするときも、必ず引き綱などを装着しましょう。**
毎年、各地で犬にかまれる事故が発生しています。家族にはやさしい犬でも、家の外に出ると予想外の行動に出ることもあります。
- 散歩のときにフンをしたら、ビニール袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。**
おしっこについても決まった場所でするようにしつけて、公共の場所や他人の土地・建物などを汚さないようにしましょう。

ねこ



- 屋内で飼いましょう。**
屋外での放し飼いをすることにより、ケンカや交通事故でケガをしたり、病気をうつされるなどの被害にあうケースも多く見受けられます。
- 野良ねこに無責任にエサを与えないでください。**
不妊・去勢がされていないければ、どんどん増えて、フン・尿や鳴き声などによる周辺への被害や迷惑も大きくなります。無責任にエサだけを与えるのではなく、飼い主になって責任と愛情をもって飼育してください。



これから犬やねこを飼いたい方へ

- 犬やねこの習性・病気などについて知っていますか？
- 寿命は10年以上になることもあります。最後まで責任をもって飼うことができますか？
- 毎日の食費だけでなく、病気をしたときの治療費や不妊・去勢手術などの費用の負担はできますか？
- ご近所に迷惑をかけずに飼うことができますか？

県では、保護したり引き取った犬やねこの譲渡を行っています。
詳しくは県の総合事務所にお問い合わせください。

動物をみだりに傷つけたり、殺したりすると**100万円以下の罰金**に処される場合があります。また、エサやりまたは給水をやめることで衰弱させるなどの虐待を行った場合も、**50万円以下の罰金**に処される場合があります。



鳥取県

問合せ先

東部総合事務所生活環境局 TEL 0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局 TEL 0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局 TEL 0859-31-9320
日野総合事務所福祉保健局 TEL 0859-72-2039
県庁公園自然課 TEL 0857-26-7877

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/kouen/>



犬が放れているところを見かけたとき、その他動物に関する相談があるときは、お近くの県総合事務所にご連絡ください。

平成19年9月発行